

令和6年6月19日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和6年(行コ)第1号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所令和5年(行ウ)第5号)

口頭弁論終結日 令和6年4月22日

判 決

金沢市

控訴人

金沢市広坂1丁目1番1号

被控訴人

金沢市長 村山 隼

10

同訴訟代理人弁護士 向嶋仁志

金沢市近岡町108番地7

被控訴人補助参加人

源野和清

同訴訟代理人弁護士

山村三信

主文

15

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

20

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、原判決別表「議員氏名」欄記載の者に対し、同表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対する令和4年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要 (以下、略語等は原判決の例による。)

25

1 本件は、金沢市の住民である控訴人が、金沢市議会の議員である原判決別表記載の議員 (本件議員) が令和3年度に市から交付を受けた政務活動費について原判決別表「違法支出額合計」欄記載の額を違法に支出したため、被控訴人

はその相当額を不当利得として返還請求すべきであるのにこれを違法に怠つて
いると主張し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、
本件議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和4年5月1日（令
和3年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで
民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを
求める事案である。

原審が控訴人の請求を棄却したため、控訴人が本件控訴をした。

2 関連法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記
3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理
由」第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、7頁9行目、10頁4行目、12頁7行目及び同頁12行目から1
3行目にかけての「本件各議員」をいずれも「本件議員」に改める。

3 当審における控訴人の主張

(1) 政務活動費を充てることができる経費は条例で定められていなければなら
ない。本件手引きは条例ではないから、原判決が「関係法令等の定め」に金
沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年金沢市条例第2号・本
件条例）のほかに本件手引きを挙げ、その内容を条例所定経費に当たるか否
かの解釈の指針として参照され得るとしていることは誤りである。

(2) 本件条例13条によって議員が返還を求められるのは、交付を受けた「政
務活動費の総額」から「（本件条例）8条に定める経費の範囲に基づいて支
出した総額」を控除した額であるから、本件条例10条が収支報告書への添
付を求める「支出に係る事実を証する書類の写し」とは、その文理上、本件
条例8条によって政務活動費を充てができる支出、すなわち条例所定
経費の支出であることを証する書面というべきである。これについて、単に
支出の事実を裏付ける書面の写しで足り、当該支出が条例所定経費であるこ
とを証する書面の写しは含まれないとする原判決は誤りである。

(3) 政務活動費を充てることができる経費は本件条例が定めるものに限られるところ、本件条例には、その経費として「会派共用費」「共通経費」が挙げられており（本件条例8条2項、別表）、本件手引きにはその例示もある。しかし、「会派共用費」は会派が支出する経費であるから、政務活動費は議員が行う政務活動に要する経費に充てることができるとする本件条例8条1項と矛盾し、また、「共通経費」として例示されている携帯電話の利用料金や自動車の燃料費又はリース料等は、従前の政務調査費であれば、これを「他の経費」として充てることができたが（旧市規則5条、使途基準）、平成24年法律第72号による地方自治法の改正に当たり、これらは政務活動費には含まれないと確認されている。現に、全国市議会議長会作成の条例案（甲7）では、これらは政務活動費を充てられる経費には含まれていない。したがって、「会派共用費」や「共通経費」として政務活動費を支出することは許されず、そのことは条例ではない本件手引きに例示があっても変わりないから、本件議員が政務活動費をそれらに充てたとする限り、それは目的外支出であって、返還を要する。

かかるに、原判決は、会派共用費及び共通経費を条例所定経費と認めるとの判断をしており、原判決の判断は誤っている。

(4) 本件報告誌の作成や配布は、政党の活動や後援会活動であり、本来その費用に政務活動費を充てることはできない。政務活動に関連する部分があることも考慮して2分の1は政務活動費を充てることを認めるとしても、10分の9もの額を充てることは合理的でなく、原判決は誤っている。

(5) その他、原判決には、前提事実、争点に関する当事者の主張において、いくつもの事実誤認、虚偽の記載がある。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、

原判決「事実及び理由」第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人の主張は、①原判決が「関係法令等の定め」に本件条例のほかに本件手引きを挙げ、その内容を条例所定経費に当たるか否かの解釈の指針として参考され得るとしていることは誤りである、②本件条例10条が収支報告書への添付を求める「支出に係る事実を証する書類の写し」とは、その文理上、条例所定経費の支出であることを証する書面というべきであるにもかかわらず、原判決が、単に支出の事実を裏付ける書面の写しで足り、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しは含まれないとするには誤りである、③平成24年法律第72号による地方自治法の改正に伴って作成された全国市議会議長会作成の条例案（甲7）では、政務活動費を充てられる経費として、従前の政務調査費の使途基準には含まれていた「会派共用費」「その他の経費」が含まれておらず、本件議員が政務活動費をそれらに充てたとする時点で、それは目的外支出であり、違法である、④本件報告誌の費用についても、本来は政務活動費を充てることは許されず、妥協案として2分の1に限って政務活動費を充てることは許されるとしても、それを超える支出は許されない、などというものである。

しかしながら、これらの主張にいずれも理由がないことは、原判決を引用して説示するとおりである（原判決「事実及び理由」第3の1(1)イ、(2)、(4)ないし(6))。

(2) そして、不当利得返還請求権の発生原因事実である法律上の原因がないことは控訴人において主張立証しなければならないところ（ただし、政務活動費の性質等に鑑み、一次的には、控訴人は、収支報告書及び証拠書類の内容等の事情から、目的外支出であることを推認させる一般的、外形的な事實を主張立証すれば足り、その場合、被控訴人においてこれを覆す適切な反証を行う必要がある。）、控訴人は前記(1)のような主張をするだけで、目的外支

出であることを推認させる一般的、外形的な事実を全く主張立証していないから、控訴人が主張する不当利得返還請求は認められない。

(3) その余の控訴人の主張は、原判決の説示を正解しないか、独自の見解に基づくものであって、前記の判断を左右するものではない。

5 3 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

10 裁判長裁判官

吉田尚三

裁判官

15 裁判官

行川智道

行川

山田義司

山田

これは正本である。

令和6年6月19日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 道下さつき

